

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 収納事務(第4条—第11条)
- 第3章 支払事務(第12条—第21条)
- 第4章 報告等(第22条—第26条)
- 第5章 帳簿および保存(第27条—第30条)
- 第6章 雑則(第31条—第35条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令または条例に定めるもののほか、高島市指定金融機関(以下「指定金融機関」という。)、高島市指定代理金融機関(以下「指定代理金融機関」という。)および高島市収納代理金融機関(以下「収納代理金融機関」という。)における市の公金(以下「公金」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施行令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。
- (2) 出納機関 会計管理者またはその委任を受けた出納員もしくは当該出納員の委任を受けたその他の会計職員をいう。
- (3) 会計規則 高島市会計規則(平成19年高島市規則第21号)をいう。
- (4) 指定金融機関等 指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関をいう。
- (5) 総括店 指定金融機関の店舗のうち指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関において取り扱う公金の収納および支払(以下「出納」という。)の総括事務を行う店舗をいう。
- (6) 取りまとめ店 指定代理金融機関または収納代理金融機関の店舗のうち公金の出納事務または収納事務の取りまとめ事務を行う店舗をいう。
- (7) 出納取扱店 指定金融機関または指定代理金融機関の店舗のうち公金の出納事務を行う店舗をいう。
- (8) 収納取扱店 指定金融機関、指定代理金融機関または収納代理金融機関の店舗のうち公金の収納事務を行う店舗をいう。

(指定金融機関等の告示)

第3条 市長は、指定金融機関等を指定したときは、次に掲げる事項をそれぞれの機関ごとに告示するものとする。

- (1) 名称および所在地
- (2) 事務取扱店舗の名称
- (3) 取扱事務の範囲(指定金融機関は除く。)
- (4) 指定の期間

第2章 収納事務

(現金の収納)

第4条 指定金融機関の収納取扱店は、納入通知書、現金納付書、納付書または納入書(以下「納入通知書等」という。)によって納入義務者、出納機関または会計規則第18条に規定する歳入事務受託者(以下「納入義務者等」という。)から現金により公金を収納したときは、これを領収し、当該納入義務者等に領収書を交付し、市の預金口座に受け入れなければならない。ただし、納入通知書等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該納入通知書等による公金の収納をしてはならない。

- (1) 金額を塗抹改ざんしたものであるとき。
- (2) 納入通知書等の各片の金額その他の記載事項が一致していないものであるとき。
- (3) 納入通知書等の氏名を記載していないものであるとき。

2 前項に規定する納入通知書等により公金を収納したときは、領収年月日を記入し、保存しなければならない。

(指定代理金融機関および収納代理金融機関の収納手続)

第5条 指定代理金融機関および収納代理金融機関が収納金の払込みを受けたときは、前条の規定に準じて収納し、納入通知書等に収納金を添えて、速やかに指定金融機関に送付しなければならない。

(過年度歳入に係る現金の収納)

第6条 収納取扱店は、会計規則第22条第2項の規定により、翌年度に繰り越したものに係る歳入または当該年度の歳出に戻入することができる期限を経過した返納金について、納入通知書等により現金の納付を受けたときは、前条の規定の例により処理しなければならない。この場合において、当該納付に係る現金は、現年度の歳入として領収するものとする。

(口座振替の方法による収納)

第7条 収納取扱店は、当該収納取扱店に預金口座を設けている納入義務者から施行令第155条に規定する口座振替の方法により歳入を納付する旨の依頼を受けたときは、当該納入義務者が当該収納取扱店に預金口座を設けているものであることを記載し、証印した

うえ、これを市長に提出しなければならない。

- 2 収納取扱店は、歳入調定権者から前項に規定する口座振替を依頼した納入義務者に係る納入通知書等またはその内容が記録されている磁気媒体等および口座振替請求書の送付を受けたときは、当該納入義務者の預金口座から、市の預金口座に受け入れる手続をとらなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の規定により領収した口座振替に係る納入通知書等について準用する。ただし、磁気媒体等を利用した口座振替により歳入を収納したときは、その収納記録を保存しなければならない。

(証券による収納)

第8条 収納取扱店は、証券で納入を受けたときは、当該証券が施行令第156条第2項の規定に該当する場合を除き、納入通知書等、領収書および納入済通知書に「証券受領」と朱記し、第4条および第5条の規定の例により処理しなければならない。

- 2 収納取扱店は、前項に規定する証券を受領したときは、遅延なくこれをその支払人に提示し、支払の請求をしなければならない。
- 3 収納取扱店は、前項の請求をした場合において、これを拒絶されたときは、直ちに市の預金口座への受け入れを取り消すとともに、小切手法(昭和8年法律第57号)第39条に規定する公正証書(拒絶証書)またはこれと同一の効力を有する宣言その他支払の拒絶があったことを証するに足りる書類の作成を受け、これらにより支払拒絶を証明し、証券とともに会計管理者に送付しなければならない。

(公金振替書による手続)

第9条 指定金融機関は、会計管理者から公金振替書を受けたときは、直ちに振替の手続をとるとともに、その日の収納金および支払金として整理しなければならない。

(会計または会計年度の更正)

第10条 指定金融機関は、会計規則第21条第4項の規定により会計管理者から収入(振替)事項訂正依頼書により会計または会計年度の更正の通知を受けたときは、その通知を受けた日付において更正の手続をとらなければならない。

(歳入歳出外現金の受け入れ)

第11条 歳入歳出外現金の受け入れについては、前5条の規定を準用する。

第3章 支払事務

(小切手の支払)

第12条 指定金融機関および指定代理金融機関の出納取扱店(以下この章において「出納取扱店」という。)は、出納機関の振り出した小切手の提示を受けたときは、その内容を調査し、次の各号のすべてに該当する場合は、その支払をしなければならない。

- (1) 小切手が所定の要件に適合しているとき。

- (2) 会計管理者の印影が明瞭で、第25条の規定により交換した印鑑届と符合しているとき。
 - (3) 小切手はその振出日から1年を経過していないとき。
 - (4) 小切手が小切手振出済通知書と一致するとき。
 - (5) 小切手はその振出日の属する年度の出納閉鎖期日までに提示されたものであるとき。
- 2 出納取扱店は、前項に規定する調査をした結果、支払うべきものでないと認めるときは、会計管理者に照会し、適切な措置をとらなければならない。

(現金支払の手続)

第13条 出納取扱店は、会計管理者から支払依頼書の交付を受けたときは、当該支払依頼書の持参人に対し、支払依頼書記載の金額を現金で支払うものとする。ただし、支払依頼書の持参人の申し立てる支払金額および債権者名が当該支払依頼書の金額および債権者名と異なるとき、または支払依頼書の持参人が支払金額および債権者名の申し立てをしないときは、支払を拒み、その旨を出納機関に通知しなければならない。

- 2 出納取扱店は、その日に支払をした現金の総額について、支払集計表(様式第1号)を作成し、出納機関に報告するとともに、前条第1項各号に該当する小切手を受領するものとする。

(隔地払の手続)

第14条 出納取扱店は、会計管理者から小切手を添えて支払金の送金依頼書の交付を受けたときは、直ちに債権者に送金するとともに、会計管理者に支払金送金済通知書(様式第2号)を提出しなければならない。

- 2 出納取扱店は、前項の規定に基づいて送金したもののうち、小切手の振出日の属する年度の出納閉鎖期日を経過しても未請求のものがあるときは、隔地払支払未済金処理報告書(様式第3号)により会計管理者に通知し、送金未済金について戻入の指図を受けなければならない。

(口座振替の方法による支払の手続)

第15条 出納取扱店は、会計管理者から小切手を添えて支払金の口座振替払依頼書または総合振込依頼書の交付を受けたときは、直ちに口座振替の方法により支払の手続をとるとともに、会計管理者に取扱受付明細表(様式第4号)を提出しなければならない。

(出納取扱店が行う繰替払)

第16条 出納取扱店は、会計管理者の通知に基づき、その収納に係る現金の繰替払をするときは、当該通知を受けた算出の基礎その他算出方法によって支払額を算出し、受取人の領収書その他証拠となるべき書類を徴さなければならない。ただし、報奨金に係る繰替払については、あらかじめ所定の欄に記載された報奨金の額とし、受取人の領収証書を徴さないことができる。

- 2 出納取扱店は、前項に規定する繰替払をしようとする受取人の心身の障害その他やむを得ない事情により所定の欄にその署名を求めることができないときは、「何某(報奨金受取人氏名)渡」と表示して処理することができる。

(支払未済金の整理)

第17条 出納取扱店は、毎年度の小切手振出済金額のうち出納閉鎖期日までに支払が終わらないものについて調査し、これに相当する金額を小切手支払未済金として整理するとともに、小切手支払未済報告書(様式第5号)を作成し、総括店に送付しなければならない。

- 2 総括店は、前項の小切手支払未済報告書の送付を受けたときは、これを取りまとめ、会計管理者に送付しなければならない。

(支払期間経過後の小切手の取扱い)

第18条 出納取扱店は、小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日から1年を経過しているときは、当該小切手の余白に支払期間が経過した旨を記入し、当該小切手を提示した者に返付しなければならない。

- 2 出納取扱店は、出納機関から送付を受けた小切手振出済通知書のうち小切手の振出日から1年を経過したものがあるときは、小切手支払未済報告書により、その旨を総括店に通知しなければならない。

(支払金の払出)

第19条 出納取扱店は、第13条および第14条の規定に基づき、小切手の支払をしたときは、小切手支払報告書(様式第6号)を総括店に送付しなければならない。

(歳入歳出外現金の払出)

第20条 前8条の規定は、歳入歳出外現金の払出をする場合について準用する。

(公金振替書による手続)

第21条 出納取扱店は、会計管理者から公金振替書を受けたときは、直ちに振替の手続をとるとともに、その日の収納金および支払金として整理しなければならない。

第4章 報告等

(収納済通知書の送付)

第22条 指定金融機関の収納取扱店は、歳入を収納したときは、収納した金額をその日の歳入として整理し、納入済通知書に高島市公金収納取扱報告票および預金残高表(様式第7号)(以下「公金収納票」という。)を添えて、直ちに総括店(指定代理金融機関および収納代理金融機関の収納取扱店にあっては、直ちに当該取扱店の取りまとめ店)に送付しなければならない。

- 2 前項の規定により納入済通知書の送付を受けた取りまとめ店は、公金収納票を添えて、総括店に送付しなければならない。

- 3 前2項の規定により納入済通知書の送付を受けた総括店は、収支金日計表(様式第8号)を

作成するとともに、納入済通知書に公金収納票を添えて、会計管理者に送付しなければならない。

(小切手振出済通知書の整理)

第23条 出納取扱店は、出納機関から小切手振出済通知書を受けたときは、当該小切手振出済通知書と同額の小切手の支払をなした日に支払金額として整理するとともに、前条の規定に準じて会計管理者に送付しなければならない。

(報告義務)

第24条 総括店は、次に掲げる書類を作成し、会計管理者に提出しなければならない。

- (1) 収支金日計表、収支金月計表および収支金年計表
- (2) 保管金内訳書

2 総括店は、小切手の支払い状況その他取扱事務に関して会計管理者から報告を求められたときは、遅滞なく報告しなければならない。

(印鑑届の交換)

第25条 出納機関および指定金融機関等は、出納機関がその会計事務に用いる印鑑および出納員等が用いる印鑑と、指定金融機関等がその事務に用いる印鑑および当該指定金融機関等の事務取扱員が用いる印鑑とを、新規に作成または変更したときは、その都度それぞれ押印した印鑑届を相互に交換しなければならない。

(出納に関する証明)

第26条 総括店は、出納機関から現金の収納および支払に関し証明を求められたときは、その証明をしなければならない。

第5章 帳簿および保存

(総括店の帳簿)

第27条 総括店は、次に掲げる帳簿を備え、公金の出納を整理しなければならない。

- (1) 現金出納簿兼歳入金・歳出金内訳簿
- (2) 収支金日計表、収支金月計表および収支金年計表
- (3) 保管金内訳書
- (4) その他必要と認める補助簿

(取りまとめ店の帳簿)

第28条 取りまとめ店は、次に掲げる帳簿を備え、公金の出納を整理しなければならない。

- (1) 現金出納簿兼歳入金・歳出金内訳簿
- (2) その他必要と認める補助簿

(公金の整理区分)

第29条 指定金融機関等における公金の出納は、歳入、歳出、歳入歳出外現金および基金に属する現金に区分するとともに、次に掲げるところにより整理しなければならない。

- (1) 歳入および歳出にあつては、年度別および会計別
- (2) 歳入歳出外現金および基金に属する現金にあつては、年度別
(帳簿書類等の保存)

第30条 指定金融機関等は、別に定めるもののほか、収納および支払に関する帳簿書類等を年度別に整理し、少なくとも帳簿にあつては10年間、その他の書類にあつては5年間これを保存しなければならない。

2 前項に規定する帳簿書類等の保存期間の計算は、当該帳簿書類等の完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算するものとする。

第6章 雑則

(市税等取扱いの特例)

第31条 納期限経過後の市税その他公金を収納するときは、延滞金および督促手数料を確認し、併せて収納しなければならない。

(準用規定)

第32条 指定代理金融機関および収納代理金融機関の収納取扱店における公金の取扱いについては、第4条から第9条までの規定を準用する。

2 指定代理金融機関の出納取扱店における公金の取扱いについては、第12条から第21条までの規定を準用する。この場合において、第17条、第18条第2項および第19条中「総括店」とあるのは、「取りまとめ店」と読み替えるものとする。

(収納事務の取扱い)

第33条 指定金融機関の出納取扱店における公金の収納については、収納取扱店における公金の収納の手続の例により、指定金融機関の収納取扱店における公金の繰替払については、出納取扱店における公金の繰替払の手続の例により処理するものとする。指定代理金融機関の収納取扱店における公金の繰替払についても、同様とする。

(繰替払)

第34条 収納取扱店が行う繰替払の手続については、第16条の規定を準用する。

(その他)

第35条 この規則に定めるもののほか、指定金融機関等の事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第13条関係)

年度											
支 払 集 計 表											
(単位 円)			会 計 年 月 日								
番号	債権者	現 金 支払額	控除額(歳入歳出外現金)							支 出 合計額	備 考
			所得 税	市町 村民 税	共 済 組 合				計		
					地	公					
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
計	件									検 印	

上記のとおり支払証明をします。
高島市会計管理者

指 定
金融機関

④

様式第2号(第14条関係)

市→指定金融機関→市

No. 1

支払金送金済通知書 次のとおり受領し、送金しました。 高島市会計管理者 高島市指定金融機関			
住所			
法人名			
氏名(代表者)			
年度	会計区分	送金年月日	送金通知番号
支払銀行名		金額	
銀行	本店 支		
備考			
			領 収 日 付 印

指定金融機関→送金先金融機関

No. 2

送金案内書 様 高島市指定金融機関 下記の金額を送金通知書と引換えに受取人に支払ってください。			
年度	会計区分	送金年月日	送金通知番号
支払銀行名		金額	
銀行	本店 支		
備考			

様式第3号(第14条関係)

隔地払支払未済金処理報告書				
年 月 日分				
年 月 日	番 号	債 権 者	金 額	備 考
			円	
<p>上記の隔地払は、資金の交付を受けた日から1年を経過し、支払未済のため〇〇会計に納付しましたから報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>高島市会計管理者(出納員)</p> <p style="text-align: right;">指定金融機関 指定代理金融機関</p> <p style="text-align: right;">①</p>				

様式第4号(第15条関係)

総合振込

取 扱 受 付 明 細 表

頁

高島市会計管理者

振込指定日 年 月 日

銀行
取まとめ店

(注) 手数料には消費税が含まれています。

年 月 日 作成
(手数料)

社員番号 所属コード 種目 口座番号 預金者名 金額 銀行 支店 会社 当行

様式第5号(第17条関係)

小切手支払未済報告書				
年 月 日分				
振出年月日	小切手番号	債 権 者	金 額	備 考
			円	
<p>上記の小切手は、振出しの日から1年を経過し、支払未済のため〇〇会計に組み入れましたから報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>高島市会計管理者(出納員)</p> <p style="text-align: right;">指定金融機関 指定代理金融機関</p> <p style="text-align: right;">㊦</p>				

様式第6号(第19条関係)

小 切 手 支 払 報 告 書

年 月 日

高島市会計管理者

指定(代理)金融機関 _____

次のとおり小切手支払について報告します。

繰 越 高		受 入 高		小 切 手 支 払 高		残 金	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
件	円	件	円	件	円	件	円

様式第7号(第22条関係)

公金収納取扱報告票および預金残高表

年 月 日分(年度)

会計区分	収 入	
	枚数	金 額
一般会計・特別会計		
	小 計	
歳外		
	小 計	
基金		
	小 計	
合 計		

預 金 明 細

科 目	残 高
当座預金	
普通預金	
通知預金	
定期預金	
M・M・C	
大口定期	
N C D	
外資預金	
合 計	

以上のとおり報告します。

高島市会計管理者

高島市指定金融機関

担当者

収 支 金 日 計 表
年 月 日 分 (年度)

高島市指定金融機関
(単位:千円)

下記のとおり報告します。

会 計 区 分	前日残高	受 入				支 払				当日残高
		現 金	振 替	戻 出	打 正	現 金	振 替	戻 入	打 正	
一 般 会 計 ・ 特 別 会 計										
	小 計									
議 計 外										
	小 計									
基 金										
	小 計									
	合 計									

連絡事項	支 払 未 済 小 切 手				仮 受 金 明 細	
	番号	金額	番号	金額		

様式第1号(第13条関係)

様式第2号(第14条関係)

様式第3号(第14条関係)

様式第4号(第15条関係)

様式第5号(第17条関係)

様式第6号(第19条関係)

様式第7号(第22条関係)

様式第8号(第22条関係)